

記載要領 9

診療所開設許可・届出事項中一部変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事 案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条第1項、規則第1条の14第4項		
提出期限	変更後10日以内（変更日から起算）	様 式	9
提出窓口	吹田市保健所		
添付書類	■ 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参） ■ 定款、寄附行為又は条例の変更の場合：新旧の定款、寄附行為又は条例 ※ 医療法人の場合、①開設者の住所・氏名の変更、②診療所の名称、③開設の場所を変更する場合は、定款又は寄附行為の変更の手続きが必要です。		
提出部数	1 部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」	■ 住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 ■ 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	■ 開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
2. 開設の場所	■ 開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
3. 変更事項	■ 該当する変更事項欄の□に ☒ を記載する。
4. 変更理由	■ 変更理由を詳細に記載する。
5. 変更年月日	■ 変更した日を記載する。
① 開設者の住所・氏名	■ 変更後の定款、寄附行為又は条例に記載された住所・氏名を記載する。 ※ 単に法人の名称を変更する場合や医療法人等の合併、分割による開設者の変更は、当該届出書によるが、原則、開設者の変更は、診療所の廃止・開設手続きが必要である。
②診療所の名称	■ 医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに抵触し、又は、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。 ■ 変更後の定款、寄附行為又は条例に記載された診療所の名称を記載する。
③開設の場所	■ 変更後の定款、寄附行為又は条例に記載された住所を記載する。

記載要領 9

診療所開設許可・届出事項中一部変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

様式の記入要領	
④診療科目	■ 法第6条の6、令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知)
⑤定款、寄附行為又は条例	■ 定款、寄附行為等は理事長による原本証明が必要。
⑥診療所の 診療日・診療時間	■ 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。 また休診日を記載する。